

施設の方向性の決定について

(健康増進センター、さつき寮、心身障害者歯科診療車)

平成18年12月14日に開催した「第3回公の施設のあり方検討部会」で決定された保健福祉部所管の3施設(健康増進センター、さつき寮、心身障害者歯科診療車)のあり方の見直し案については、パブリック・コメント(平成18年12月21日から平成19年1月22日の間実施)でも特に意見がなかったことから、行政改革・地方分権推進本部会議(本部長:副知事)において次頁「見直し対象施設の方向性」のとおり各施設の方向性を決定しました。

見直し対象施設の方向性

施設名	健康増進センター
方向性	廃止
検討部会による検討結果（要旨）	
<p>健康増進センターで実施している事業の必要性等について検討した結果は次のとおりであり、現在の機能を今後も引き続き維持し続ける必要性・有効性は低いことから廃止が適当。</p>	
がん情報の収集	公的医療機関による事業実施の可能性も十分考えられる。
不妊専門相談	保健所等が主体となり、市町や医療機関等とも連携を図り、より県民に身近なサービスの提供について検討すべきである。
難病患者相談支援事業	
人材養成のための各種研修事業	本庁又は保健所による実施や、市町や民間、また各種職能団体の取り組みに委ねることが十分可能。
会議室等の貸館事業	センターとして維持すべき機能ではない。

施設名	さつき寮
方向性	県直営で存続
検討部会による検討結果（要旨）	
<p>さつき寮は、自立に向けた準備を行う必要がある女性を入寮させる施設として、要保護女子等の自立支援に欠かせない施設であるとともに、現在、県内にこれに代替する施設もないことから、当面は、県が直営で運営することが適当。</p> <p>今後の施設運営については、定員（20人）の縮小、職員配置の縮減により、より効率的な運営に努めること。</p> <p>利用者のプライバシーの保護や安全性の確保等についても最大限配慮すること。</p>	

施設名	心身障害者歯科診療車
方向性	県以外での運営
検討部会による検討結果（要旨）	
<p>この事業は、県が直営で実施するよりも、歯科医師会等の民間機関に委託して事業を実施する方が、利用者に対するサービス向上の観点から適当。</p> <p>当事業の実施にあたっては、歯科診療を実施した場合の診療報酬を事業費と相殺し、経費の削減を図ること。</p> <p>歯科診療車の受託者への譲渡の可能性について検討すること。</p>	